

## 登録証明願の提出方法等について

登録証明願を提出される場合は、下記の点に注意してください。

### 1. 注意事項

- ①提出部数は、正を2部となります。
- ②あて名及び証明者の名称は、  
東北地方整備局 建政部 建設産業課長 になります。
- ③返信用の封筒（切手貼付、あて名、住所記載したもの）を同封してください。
- ④測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）や変更登録申請書が未提出の場合は、登録証明書を発行することができませんので注意してください。
- ⑤持参された場合でも、当日の登録証明は行っていませんので注意してください。
- ⑥前回の登録証明書発行年月日から3ヶ月経過していない場合は、登録証明書を発行することができません。  
3ヶ月経過前に、再度発行を希望する場合は、前回の登録証明書の原本を添付して申請してください。
- ⑦発注者には、「写し」を提出してください。

### 2. 申請方法等

申請される場合は、下記提出先へ持参若しくは郵送にて提出してください。

#### 【提出先】

〒980-8602  
宮城県仙台市青葉区本町3-3-1  
仙台合同庁舎B棟  
  
国土交通省 東北地方整備局  
建政部 建設産業課 測量業係

TEL 022-225-2171 内線6158